

## 大口・多頻度割引の拡充について

(※京都圏のご利用分は、拡充対象外です。)

平素より、阪神高速をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
さて、阪神高速では、このたびの「距離料金」への移行とあわせて、**大口・多頻度割引を拡充**します。

この拡充に伴い、**平成24年1月1日以降のご利用分**から、裏面に記載の計算例のとおり、割引額の計算方法も変更となりますので、みなさまにお知らせいたします。

### 拡充の内容

※多頻度割引及び大口割引の拡充は、**阪神圏のご利用分についてのみ**対象となります。京都圏のご利用分については、従前通りの割引率等となりますのでご注意ください。

#### ■多頻度割引(車両単位割引)【阪神圏】

【平成23年12月31日 ご利用分まで】

利用額/月	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円超～10,000円以下の部分	3%
10,000円超～35,000円以下の部分	6%
35,000円超～70,000円以下の部分	8%
70,000円を超える部分	13%

【平成24年1月1日 ご利用分から】

利用額/月	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円超～10,000円以下の部分	10%
10,000円超～30,000円以下の部分	15%
30,000円を超える部分	20%

#### ■大口割引(契約単位割引)【阪神圏】

【平成23年12月31日 ご利用分まで】

割引率 5%

【平成24年1月1日 ご利用分から】

割引率 10%

(注)大口割引の適用条件(※)については、従前から変更ありません。

※月間利用額の合計額が100万円超 かつ  
自動車1台あたりの月間平均利用額が5,000円超

割引額の計算例は裏面をご覧ください。

平成24年1月1日から  
阪神高速道路は

「距離料金」へ

# 平成24年1月1日以降の大口・多頻度割引【計算例】

## ■多頻度割引(車両単位割引)の計算例

～多頻度割引対象の月間利用額が以下のようなカードの場合～

多頻度割引対象の月間利用額29,090円（阪神圏のご利用額19,070円、京都圏のご利用額10,020円）

### 多頻度割引計算 (阪神圏)

上記例では、多頻度割引対象の月間利用額（29,090円）を用いて阪神圏の多頻度割引率で計算を行い、算出された額（3,363.5円）を多頻度割引対象の月間利用額全体に占める阪神圏の月間利用額の割合で按分します。

今回、割引率等を  
拡充します。

月間利用額		割引率	算出額	按分
0円超 ～ 5,000円以下	5,000円	0%	0円	19,070 / 29,090
5,000円超 ～ 10,000円以下	5,000円	10%	500円	
10,000円超 ～ 30,000円以下	19,090円	15%	2,863.5円	
30,000円超 ～		20%		
29,090円		-	3,363.5円	2,204.9円

◆按分計算：3,363.5円×阪神圏のご利用額（19,070円）／全体のご利用額（29,090円）＝2,205円（円単位に四捨五入）

### 多頻度割引計算 (京都圏)

阪神圏と同様に、多頻度割引対象の月間利用額（29,090円）を用いて京都圏の多頻度割引率で計算を行い、算出された額（1,295.4円）を多頻度割引対象の月間利用額全体に占める京都圏の月間利用額の割合で按分します。

割引率等は従前と  
変わりません。

月間利用額		割引率	算出額	按分
0円超 ～ 5,000円以下	5,000円	0%	0円	10,020 / 29,090
5,000円超 ～ 10,000円以下	5,000円	3%	150円	
10,000円超 ～ 35,000円以下	19,090円	6%	1,145.4円	
35,000円超 ～ 70,000円以下		8%		
70,000円超 ～		13%		
29,090円		-	1,295.4円	446.1円

◆按分計算：1,295.4円×京都圏のご利用額（10,020円）／全体のご利用額（29,090円）＝446円（円単位に四捨五入）



従って、上記例の場合の多頻度割引額は、2,205円＋446円＝2,651円となります。

## ■大口割引(契約単位割引)の計算例

～大口・多頻度割引対象の月間利用額が以下のようなご契約者様の場合～

大口・多頻度割引対象の月間利用額1,100,060円（阪神圏のご利用額800,010円、京都圏のご利用額300,050円）

### 大口割引計算(阪神圏) →割引率を10%に拡充

上記例では、大口・多頻度割引対象の月間利用額（1,100,060円）を用いて阪神圏の大口割引率で計算を行い、算出された額（1,100,060円×10%＝110,006円）を大口・多頻度割引対象の月間利用額全体に占める阪神圏の月間利用額の割合で按分します。

◆按分計算：110,006円×阪神圏のご利用額（800,010円）／全体のご利用額（1,100,060円）＝80,001円（円単位に四捨五入）

### 大口割引計算(京都圏) →割引率は変わらず5%

阪神圏と同様に、大口・多頻度割引対象の月間利用額（1,100,060円）を用いて京都圏の大口割引率で計算を行い、算出された額（1,100,060円×5%＝55,003円）を大口・多頻度割引対象の月間利用額全体に占める京都圏の月間利用額の割合で按分します。

◆按分計算：55,003円×京都圏のご利用額（300,050円）／全体のご利用額（1,100,060円）＝15,003円（円単位に四捨五入）



従って、上記例の場合の大口割引額は、80,001円＋15,003円＝95,004円となります。